

またかみごみ情報

環境政策課 ☎72-8284

夏のイベントなどで排出される ごみの処理方法

花火(燃えるごみ)

水で十分に濡らして捨てましょう。



炭(燃えるごみ)

水で十分に濡らして捨てましょう。



生ごみ(燃えるごみ)

水気を取り、乾燥させて捨てましょう。



ライター(燃えないごみ)

燃料を使い切り、手数料袋に入れずに透明な袋に入れて捨てましょう。



「さんあ〜る」をご活用ください

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」にも上記のごみの分別方法を公開しています。その他のごみの分別やごみ収集の日など、役立つ情報をスマートフォンから手軽に調べることができます。下記からアプリをダウンロードしてぜひご活用ください！



App Store



Google Play

電動キックボード等の登録手続きが必要ですが 特定小型原動機付自転車の車両区分新設



令和5年7月施行の改正道路交通法で、電動キックボード等に対応する車両区分に「特定小型原動機付自転車」が新設されました。特定小型原動機付自転車は、従来の原動機付自転車と同様に軽自動車税(種別割)が課税されます。また、標識番号(ナンバープレート)を取り付ける必要があるため、市民税課で登録の手続きをしてください。

■要件：原動機付自転車のうち外部電源により供給される電気を動力源とする次の全てを満たすもの①原動機の定格出力が0.6キロワット以下②長さが1.9メートル以下、幅が0.6メートル以下③最高速度が20キロメートル毎時以下

■軽自動車税(種別割)：2000円

※令和6年度以降の軽自動車税(種別割)に適用されます。

■登録：次のものを同課にお持ちください。

- ・軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
- ・同課の窓口または市のホームページから入手できます。
- ・特定小型原動機付自転車の要件を全て満たしていることが確認できる販売証明

書または市町村の発行する廃車確認書など
・来庁者の本人確認書類

損害賠償責任保険などの加入

自動車損害賠償責任保険(共済)への加入が義務付けられています。所有者は加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。また、走行の際は加入時に配布される証明書を携帯してください。

■問い合わせ：市民税課 ☎72-8210

TOKOSHA

広告制作・メディア戦略 新聞・テレビ・ラジオ・雑誌・OOH・WEB・各種印刷物

セールスプロモーション 各種イベント・広告ツールの制作・WEBキャンペーン

株式会社東広社 中部支社 〒024-0022 北上市黒沢尻1丁目18-1 ルーエ黒沢尻301号

TEL:0197-64-1523/FAX:0197-64-1521